

[国際戦略総合特区分野]  
総合特別区域評価・調査検討会における評価結果

令和6年度

京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区

[指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i )、ii )の平均値 ※『-』とされている箇所については平均値計算から除外

4.9

i )取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	特区事業の実施によるライフィノベーション分野における経済効果	133%	5
2	個別化・予防医療及び未病改善などを実現するためのデータサイエンスの活用等に取り組む事業数	100%	5
3	医薬品・医療機器・再生医療等製品等の早期実用化に向けた取組件数	132%	5
4	新たに展開された商品・サービスの創出件数	110%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 4 + 4 \times 0 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 4 = 5$

5.0

※1)1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。

(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2)数値目標1は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が一致しない。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii )取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.8

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i )、ii )、iii )の平均値 ※『-』とされている箇所については平均値計算から除外

3.5

i ) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

専門家による評価の平均値

-

ii ) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

2.7

iii ) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.3

### III 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.7

・研修等の参加者が増え、各機関の医薬品・医療機器・再生医療等製品・ヘルスケア製品等の新規事業化が積極的に進んだ点を評価。

・個々の数値目標であるが、このような計画の場合、毎年度同額の投資や同数の進出企業数、事業数というのではなく現実的でなく、漸進的になるはずであり、過去のデータ等から、より現実に即した目標値を定めるべきである。税制支援の活用実績があること、地域独自の取組が多数あることは評価出来る。

・十分な実績が得られていると思われる。プロジェクト全体においても研究・治験拠点としての国際的地位を確立し、産業集積・事業化も進展していると思われるが、規制緩和・制度活用については更なる進展を期待したい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.7

### 総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算  $(4.9+3.5+4.7 \times 2) / 4 = 4.5$

4.5

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。